

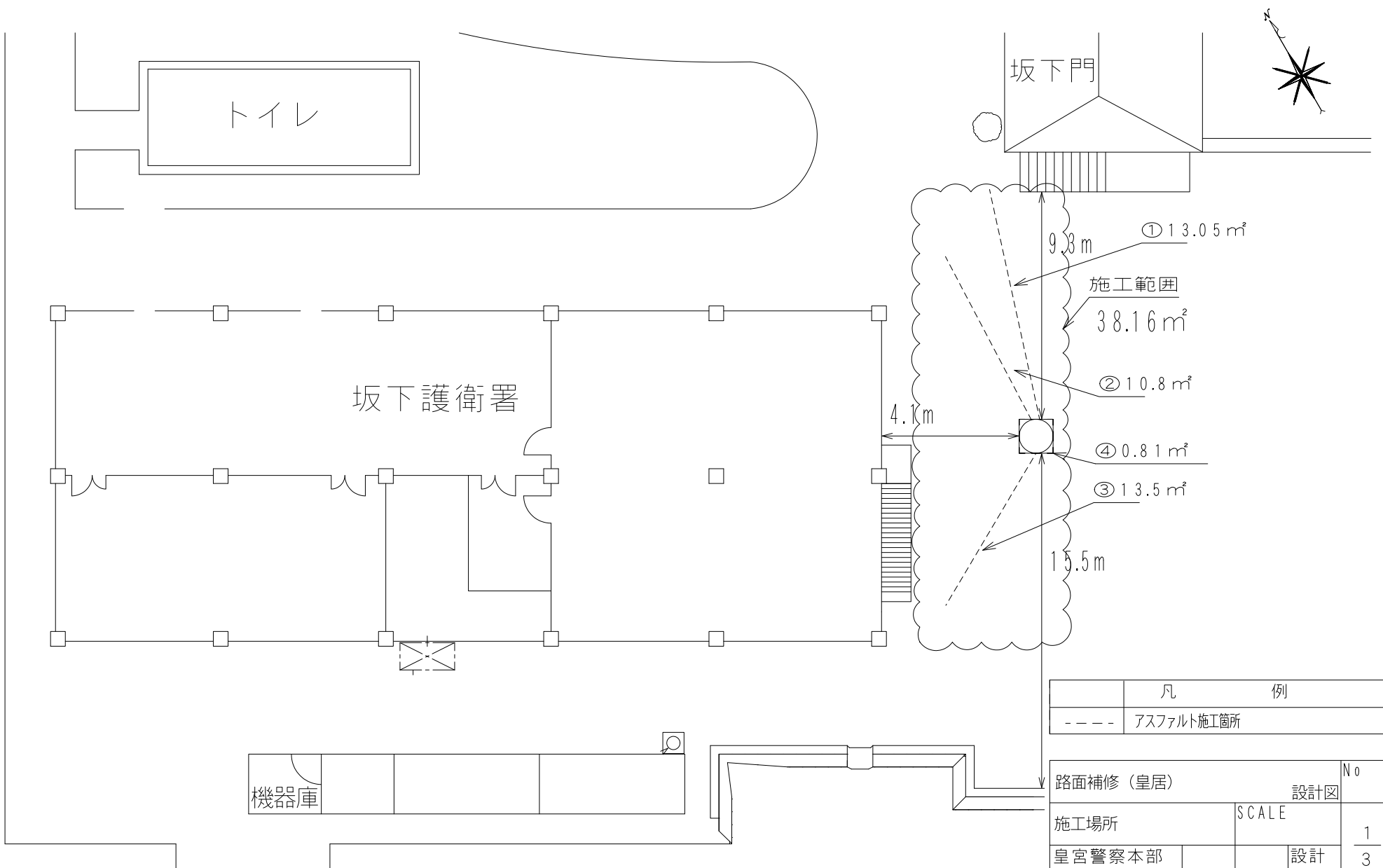
少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
路面舗装（皇居）
- 2 数量
1 式
- 3 規格等仕様
仕様書のとおり
- 4 履行期限
令和 8 年 12 月 4 日（金）
- 5 履行場所
仕様書のとおり
- 6 その他
 - (1) 契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成すること。（契約金額によっては作成を省略する場合がある。）
 - (2) 請負会社は仕様等について疑義があるときは、皇宮警察本部支出負担行為担当官（以下「担当官」とする。）に説明を求めることとし、見積書の提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (3) 現場確認を希望する者は、下記 8 の連絡先に問い合わせること。
- 7 見積書等提出期限
 - (1) 参考見積書
令和 8 年 9 月 11 日（金）
 - (2) 見積書
令和 8 年 9 月 18 日（金）
- 8 連絡先
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1 番 3 号
皇宮警察本部会計課 装備第二係
電話番号（代表）：03-3231-3115（内線：2253）
（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）
メールアドレス：kigh1405@npa.go.jp

路面舗装（皇居）仕様書	
適用範囲	
この仕様書は、路面舗装（皇居）について適用する	
作業概要	管路埋め戻し後の路面舗装を実施するもの
一般共通事項	別紙１のとおりとし、別紙中「施工」とある部分は「作業」と読み替えるものとする（他の別紙も同様とする）
作業場所等	東京都千代田区千代田１－３皇居 坂下護衛署前路上(施工場所)
施工範囲	施工範囲は38.16㎡としているが、参考数値であるため、施工前に実測すること。
	① 14.5m×0.9m＝13.05㎡
	② 12.0m×0.9m＝10.8㎡
	③ 15.0m×0.9m＝13.5㎡
	④ 0.9m×0.9m＝0.81㎡
	①＋②＋③＋④＝38.16㎡
	地表から50mm再生粒度調整碎石（RM-40）を削り取り、その箇所に再生密粒度アスファルト混合物で舗装する
	また、削り取った残土は、皇居内の指定した場所に移すこと

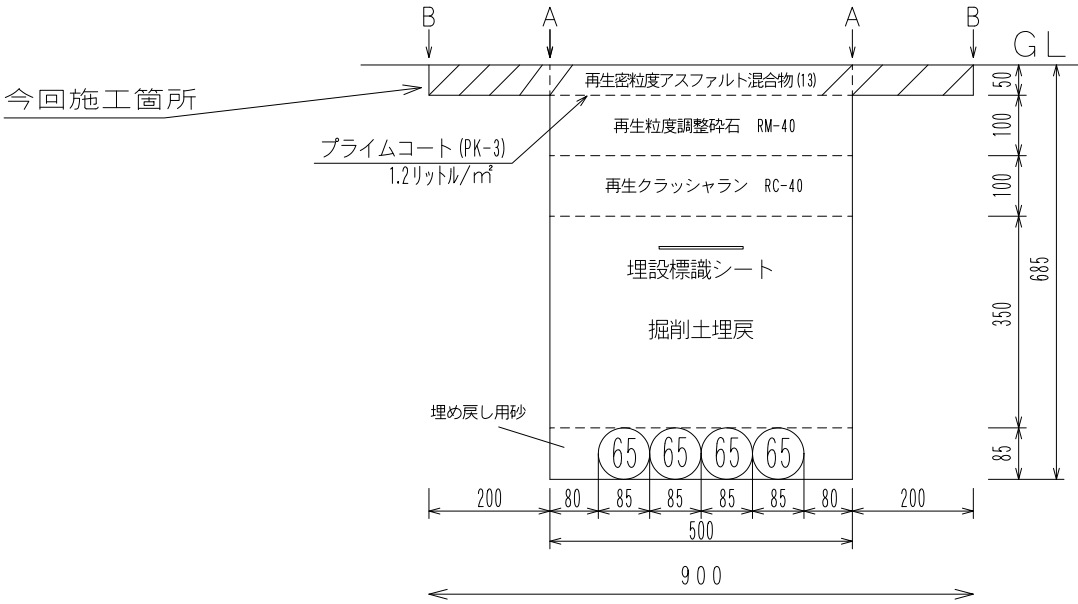
[illegible]



	凡 例
----	アスファルト施工箇所

路面補修（皇居）		設計図	No
施工場所		SCALE	1
皇宮警察本部 令和8年8月		設計 岩永	3

掘削断面図
埋設標識シート位置：GL-300



路面舗装（皇居）		設計図		No
掘削断面図		SCALE		2/3
皇宮警察本部 令和8年7月			設計 岩永	3

工事写真の撮影について

1 同一アングルで撮影すること

施工前・施工中・施工後の写真は、全て同じ場所から同じアングルで撮影すること
写真による補足事項等が必要になった場合は、上記の要領で撮影した上で補足撮影すること

2 寸法撮影を行うこと

仕様書に寸法を指示してあるものは、極力スタッフを当てて、実際にその寸法であることを証明すること
特に管路の様に、施工後に埋設するものは、複数の撮影を行うこと

3 最深部の状況を撮影すること

工事区域は、埋没文化財が出土する可能性がある場所なので、掘削時に最深部となった時点で、その状況を撮影すること(埋没文化財が無いことを証明するものである)

但し、埋没文化財とは構造部の遺構のほか、裏込め等の土木事業の痕跡等も含むものとする

4 撮影媒体

撮影は、原則として35mmフィルムによることとするが、デジタルカメラにより撮影する場合は、事前に承認を得ること
デジタルアルバムで編集する場合は、当本部で使用しているものと互換性のあるものとする

互換性のないものの場合は、そのソフトの使用権限も合わせて提出するものとする

当本部で標準的に使用しているもの

(1) オペレーションシステム

Windowsシリーズ MS社

(2) 画像データ

JPEG圧縮方式 ISO/ITU-T標準

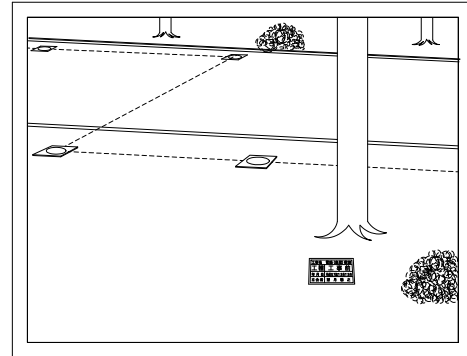
(3) 写真管理システム

Visual Comupart 大一写真工業社

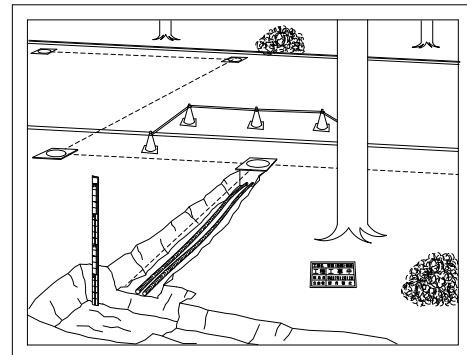
(国土交通省デジタル写真管理情報基準対応)

写真のイメージ

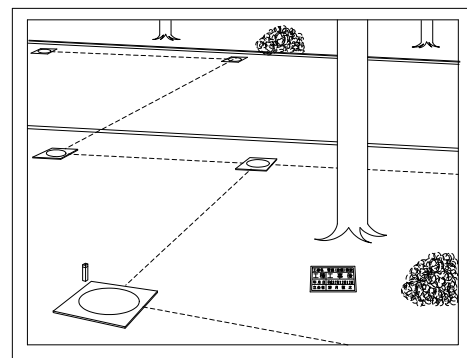
施工前



施工中



施工後



廃棄物品等についても撮影し、形状・数量を記録すること

路面舗装（皇居）		設計図		No
工事写真の撮影について		SCALE		3
皇宮警察本部			設計	3
令和 8 年 7 月			岩永	

一 般 共 通 事 項

1 遵守事項

- (1) 工事施工に当たっては、皇宮警察本部及び宮内庁の業務等に支障を生じないように十分注意し、そのおそれがあるときは、係官の指示を受けること。
- (2) 工事施工、現場管理に当たっては、本仕様書、関係法令等に定めのあるものは、これに基づいて遺漏なく施工し、また、工事中の障害、火災・盗難等についても十分注意を払うこと。
- (3) 工事施工に当たっては、既存物、樹木その他各種設備及び機材等に損害を与えないよう十分に注意して施工し、万一損傷した場合は速やかに係官に申し出、係官の指示に従い、請負者が同一資材を持って速やかに補修し、復旧弁償の責任を負うこと。
- (4) 工事作業時間は、原則として官庁執務時間に準ずること。なお、当該時間外に就業する場合は、事前に係官の承認を得ること。
- (5) 仕様書に明記しない事項でも、その性質上当然本工事の範囲に含まれるものは、係官の指示により請負者の負担により実施すること。
- (6) 工事施工に当たり、特に指示する工程については、必ず係官の立会いを求めなければならない。
- (7) 請負者は、施工に当たり、就業者の監督を十分に行い、作業地区以外の場所への立入り、指定場所以外での喫煙のないように注意すること。
- (8) 出入時には、原則として運転免許証により本人の確認を行うので、運転免許証を携行させること。
- (9) 本工事に当たり知り得た情報は、請負者自らが作成したものを含め、情報保護の最善の措置を執ることとし、特に関連資料を社外等へ持ち出す場合は十分留意すること。
(仕様書、完成図書、名簿等のみならず連絡用文書も同等とする)

2 工事担当責任者

請負者は、工事施工に先立ち工事責任者を定め、工事施工中は、常に現場へ派遣し、係官と連絡及び工事全般の責に当たらせること。

3 疑義及び変更

本仕様書の解釈及び工事施工中に疑義を生じた場合又は、工事施工上支障を生じた場合等における設計及び工事方法の変更は、速やかに係官に連絡し、承認を得て行うこと。

4 責任施工

工事施工に当たっては、全て仕様書及び設計図に示された設備機能を完全に充足させるよう、施工完成すること。仕様書及び設計図の補足的事項は、明記のない場合でも係官の指示により誠実に施工調整すること。

5 資材

- (1) 本工事に使用する資材は、仮設材料以外は全て新品とし、JIS の制定されているものは、適合品、特に指定するものは、現品を提示して係官の検査を受け合格したものを使用する。
- (2) 特に本工事のために製作する機器については、仕様書の記載により製作し承認を受けること。

6 官公署その他への手続き

施工区域が皇居及び赤坂御用地以外の場合において、工事施工に必要な官公署その他（宮内庁を除く）への手続きについては、当本部の代理として請負者が行うこととし、諸手続に要す費用についても全て請負者の負担とする。

7 後片付け

工事施工のため、既存物を取り外し、また、取り壊した場合、仮設物並びに工事施工業者に伴う廃材等は、施工後速やかに復旧整理すること。

8 竣工

工事完了に際しては、係官立会いの上、各設備の機能その他検査及び試験を施工し、良好たるを検査合格することをもって竣工とする。

施 工 上 の 留 意 事 項

- 1 請負業者は、着工及び施工に当たっては、それぞれの旨を速やかに届け出ること
- 2 請負業者は工事施工に当たり、特に指示する工程については必ず係官の立ち会いを求めなければならない。
また、常々工事の進捗状況について注意し、予定の工程と比較検討して、工事の円滑な進行を図らなければならない。
予定の工程と実績とに差が生じた場合には、係官に報告すると共に、必要な措置を講じること。
- 3 工事担当者は、当日の工事予定を就業前に、又工事の進捗状況を就業後に係官に報告すること。
また、打合せ会議並びに口答指示を含む協議・指示・承諾事項は全て書面で記録し、監督員に提出し承認を求めなければならない。
- 4 官公署その他への届出手続き等
 - (1) 工事の進捗に際して、官公署その他の関係機関等に必要な届出手続き等は、遅滞なく行うこと。
 - (2) 上記の手続き等を行うに当たっての届出内容は、監督員に報告すること。
 - (3) 関係法令に基づく官公署その他の関係機関等の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、結果を遅滞なく報告すること。
- 5 工事の一時中止に関わる事項
次の(1)から(3)の何れかに該当した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。
 - (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
 - (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

路面舗装上の留意事項

- 1 原則として雨天、強風、気温が低いときは施工を中止する
- 2 路面に水膜や水たまりがある場合、乾燥するまで施工しない
- 3 下層（路床・路盤）の含水過多がないことを確認する
- 4 プライムタックコートは、前層との接着面が濡れている場合や、十分に乾燥していない場合は施工しない
- 5 既存舗装との接合面には、乳剤を十分に塗布すること
- 6 転圧は、規定の回数及び転圧機械を用いて、所定の密度が得られるまで締め固める
- 7 表層には密粒度など、掘削断面図で指定された混合物を使用する
- 8 アスファルト仕上げ後、表面の変形やわだちを防ぐため、車両の通行や駐車を控える
- 9 舗装の硬化、品質管理を確認した上で引渡しを行う